

論点に対する回答

分野	地方公共団体の調達関連手続のデジタル化
省庁名	総務省 【論点 2】(2)、(6) 以外すべて デジタル庁 【論点 2】(2)、(6)
<p>地方公共団体の調達関連手続（入札参加資格審査、入札の公告、入札、契約、完了届・検査、請求・支払）は、地方公共団体ごとに異なっている。地域をまたいで活動する事業者（スタートアップ含む）の負担軽減の観点から、当該手続の地方自治体間の標準化、デジタル化及び情報のワンスオンリー化を実現すべきと考えられるところ、下記の論点につき回答されたい。なお、回答にあたっては、以下を踏まえたものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● R5/6/1 規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」とそれに関する閣議決定（参考資料 2、3） ● 「ローカルルール」の問題に対する「所要の法令上の措置」について、自治事務の観点からの総務省見解など（参考資料 4、5） 	
<p>【論点 1】様式・項目等の共通化について</p> <p>「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性について（素案）」（参考資料 6）、以下「取組の方向性（案）」という。）において、調達関連手続の様式・項目等を共通化する方法として、以下 3 案が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国の法令において、統一的に又は標準として規定 ② 地方自治法に基づく技術的助言 ③ 共通システムの普及により、項目等が事実上共通化 <p>（1）上記①に関して、「取組の方向性（案）」では「地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、共通して用いることのできる標準を示すことが難しい」とあるところ、地方公共団体、事業者双方の効率性の観点からは、「共通して用いることのできる標準」契約については可能な限りひな形として規定すべきと考えるが、貴省の見解如何。</p>	

(2) 上記②に関して、貴省は、令和3年度に策定した入札参加資格審査申請の標準項目等につき、地方公共団体に技術的助言で活用を促しているが、標準項目等の普及状況如何。また、技術的助言については地方公共団体の自由度により、共通化に向けた取り組みとしては十分な効力があるとはいえないのではないか。

(3) 上記③に関して、共通システムの利用を義務付ける場合に考えられる案との理解でよいか。それ以外の場合を想定されている場合は項目等の共通化前に共通システムを普及させる方法につきご教示いただきたい。

(4) ①～③のうち貴省として最も適切と考える案をご教示いただきたい。

【回答1】

御指摘の記述は、総務省に設置した「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」の議論の過程で示されている資料に記載されているものであり、今回のヒアリングは、本研究会における報告書取りまとめ前であることから、その前提での御回答となることは御容赦いただきたい。

(1)

地方公共団体は、保健・福祉・教育・産業振興・土木・消防・公営企業など、様々な行政サービスを担っており、その事務処理の必要に応じ、多様な契約を締結している。契約事務は自治事務であるが、その公正性・透明性・効率性を全国的に確保する必要があることから、国の契約制度に準じた手続に則って執行されている。本研究会では、これらの調達関連手続について地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、その課題も含めて議論されているものと認識している。

その上で、地方公共団体の契約のうち、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款や、経済産業省が作成しているコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約フォーマット等、特定の分野においては、地方公共団体ごとの契約の共通性や公正性の確保の観点から標準が作成されている場合もあるものと本研究会で議論されている。

このように、まずは、地方公共団体の各行政分野における実情も踏まえ、個別の契約の実情を把握している業界団体や所管省庁等における積極的な取組とともに、総務省もこれらの取組と十分連携していくことが重要であると考えている。

(2)

標準項目については、令和元年度から3年間かけて、地方公共団体をはじめ、規制改革推進会議や経済団体等の意見も伺いながら検討を行い、令和3年度に策定したところである。

令和3年10月に総務省から地方公共団体に対し示した標準項目等の活用状況に係る令和4年7月1日時点の調査結果は以下のとおり。

- ・ 都道府県：導入済1、導入予定4、導入検討中35、導入しない7
- ・ 市区町村：導入済100、導入予定78、導入検討中1,194、導入しない369

また、この調査により、14の府県において、府県内の市町村等と共同で入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることも把握したところである。

調査結果については、標準項目の策定から間もない時期のものであるが、標準項目については、各地方公共団体のシステム更改等に合わせて導入することが想定されることから、活用状況については、引き続きフォローアップしてまいりたいと考えている。

(3)

③については、国の法令や技術的助言で様式・項目等の詳細まで定めなくとも、地方公共団体においてシステムの導入が進むことによって、項目や申請方法等が事実上共通化されることを趣旨とした記述であると認識しているが、いずれにしても、現在、最終報告書の取りまとめを行っているところである。

(4)

現在、最終報告書の取りまとめ前であり、予断を持ったお答えは差し控えたい。いずれにしても、調達関連手続の様式・項目等を共通化する方法については、実際に様式・項目等を変更することとなる地方公共団体との合意形成を図る必要があることから、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えている。

【論点2】システムの共通化等について

【システムの共通化】

取組の方向性（案）において、調達関連手続に係る地方公共団体共通システムの整備等の方法として、以下3案が示されている。

- ①都道府県単位での共同の調達システム整備が全国的に行われるように促進
- ②国の政府調達関連システム（PP+GEPS）の機能を全ての地方公共団体が活用
- ③全地方公共団体共通の調達システムを新たに整備

（１）上記①に関して、全国的な情報のワンスオンリー化は実現可能か。また、①のような取組を行わない都道府県に対してはどのように対応を促進するのか。

（２）上記②に関して、その実現可能性や実現時期、懸念点等に関してデジタル庁の見解をご教示いただきたい。

（３）上記③に関して、実現時期やコスト面で②との比較如何。

（４）地方公共団体共通のシステムとして万人に利用しやすくする観点も踏まえ、①～③のうち貴省として最も適切と考える案をご教示いただきたい。

【デジタル庁が進めるデジタルマーケットプレイス（DMP）等との関係】

（５）DMP と、上記③のシステム整備は、二重投資にならないか。

（６）DMP の導入に際しても、不適切なローカルルールが新たに発生しないよう取組むことが重要であるところ（「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」（令和５年６月１日会議決定）の４（２）参照）、かかる観点を踏まえ、DMP の、地方公共団体が使用する際の課題や地方公共団体に対するサポート、今後のスケジュール等についてお伺いしたい。

【システム共通化の前提となる取組】

（７）取組の方向性（案）において、入札や契約の方法、完了届や請求書等の提出方法等の申請方法について、オンライン化することで事業者の事務の効率化及び利便性の向上が図られる旨言及がある。上記のオンライン化実現のために、貴省における直近の取組事例（取組もうとしている事例）等があればお伺いしたい。

【回答 2】

【システムの共通化】

(1)

研究会資料によれば、この方法は、既に 14 の府県において取組が進められ、この取組を全国的に横展開していくものであるが、既に事例があることから取組が進みやすいメリットがあるほか、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能であるというメリットがある点が指摘されている。

いずれにしても、①～③の方法のメリットやデメリット、実現可能性などを踏まえつつ、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、検討していく必要があると認識している。

(2)

国が行う物品・役務の調達には、電子調達システム（GEPS）及び調達ポータル（PP）を利用してオンラインで行うことができます。

国が行う物品・役務の調達について入札に参加を希望する者は、物品・役務の調達にかかる一般競争に参加する者に必要な資格（統一参加資格）の審査を受けることとなりますが、GEPS において各省各庁の長に対して申請することができます。

入札参加資格を得た者は、PP を利用して利用者登録（資格情報と PP が対応する認証局が発行した電子証明書が必要）を行うことで、PP、GEPS を利用して、応札したい調達案件の検索（調達案件の検索については利用者登録不要）に加え、入札、契約、請求等を行うことができます。

国の行政機関においては、職員認証サービス（GIMA）を利用して行政機関職員が GEPS にログインすることで、GEPS を用いて、登記情報システム、e-Tax と連携した統一参加資格の審査、電子決裁システム（EASY）と連動した調達案件登録、契約締結、官庁会計システム（ADAMS II）と連携した支出負担行為、支出決定等の処理、電子証拠書類等管理システム（EVANSS）と連携した証拠書類提出等の一連の業務を各種システムと連携することで実現しています。

地方公共団体の調達関連手続を GEPS、PP で実現できないかにつきましては、PP を利用して地方公共団体の調達情報を一元的に確認することは、PP に一定

の改修が必要になりますが、地方公共団体が PP に登録できる形式で調達情報を用意することで実現可能です。

それ以外の機能については、入札に必要な資格の審査が国の制度に基づいているほか、GEPS が公共工事の調達に必要な機能を有しておらず、GIMA、EASY 等の GEPS の連携先システムが国の業務に限定されている状況であり、どのように必要な機能を実現するか、制度面を含めた検討が必要です。

その上で、検討結果を基に GEPS、PP を利用して地方公共団体の調達関連手続を実施できるようにシステム改修を行うべきか、新たに地方公共団体の調達関連手続を実施するためのシステムを構築するべきかを検討することが望ましいと考えます。

(3)

御質問の点については、本研究会で示されたシステムの整備・運用主体をどのようにするか等の具体的な方法も含め、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、今後検討していく必要があるものと認識しており、現時点でご質問のような実現時期やコストを提示することは困難である。

(4)

本研究会の最終報告書取りまとめ前であり、予断を持ったお答えは差し控えたい。いずれにしても、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、今後検討していく必要があるものと認識している。

【デジタル庁が進めるデジタルマーケットプレイス（DMP）等との関係】

(5)

DMP の詳細についてはデジタル庁において検討していると承知しているが、その状況を踏まえながら、二重投資とならないよう検討することが必要であると考えている。

(6)

デジタルマーケットプレイス（DMP）については、優れたクラウドの民間サービスを国・地方公共団体が迅速・簡易に調達する仕組みのことである。DMP は、事業者が事前に提供するサービスをカタログサイトに登録し、行政機関は

カタログサイト上に登録されたサービスの中から調達仕様に対して最も適切なものを検索し、契約することが出来る仕組みとしており、デジタル庁では、カタログサイトを国・地方公共団体共通のデジタル基盤として整備しているところ。そのため、DMPにおいては、そもそも不適切なローカルルールが新たに発生することがない取組みとなっている。

なお、DMPの導入時期については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」を踏まえ、2024年度後半を目指している。

○デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

2. デジタル行財政改革

（2）国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化

（前略）優れたクラウド等の民間サービスを国・地方公共団体が迅速・簡易に調達する仕組み（デジタルマーケットプレイス）について、2023年内に制度面を整理し、2024年度後半の本格稼働を目指す。（後略）

【システム共通化の前提となる取組】

（7）

これまで、総務省として行ってきた取組は、以下のとおりである。

・令和3年度に見積書や請求書等の支出根拠書類の押印を見直し、手続を電子化・オンライン化することについて検討するよう、地方公共団体に対し通知で要請

・内閣官房のデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル技術を活用した地域の課題解決などのために行う地方公共団体の事業を支援する交付金）について、総務省も連携し、各地方公共団体が調達関連システムを整備するための経費が、この交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）の対象となるよう措置（例：電子入札システム導入事業、入札契約システム導入事業、競争入札参加資格審査申請共同オンライン申請システム整備）

【論点3】調達関連手続の共通化・デジタル化の早期かつ確実な実現に向けた具体的スケジュールについて

地方公共団体の基幹業務システムについては、令和7年度までを目標として

ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できる環境を整備することが「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」に明記されている。

地方公共団体の調達に係る関係者の業務効率化の早期実現や、各自治体独自のシステム構築がバラバラに進むことによるワンスオンリー面やコスト面の不合理回避のため、スケジュールの明示は重要と考える。

については、本件の、その実現時期及び実現に向けた各工程の期限設定など、実現までの具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

【回答3】

地方公共団体共通のシステム整備の前提となる様式・項目や申請方法の共通化については、本研究会の最終報告書も踏まえながら、各地方公共団体の様式・項目や申請方法等の現状を調査し、共通化すべき様式・項目等を精査した上で、試案を作成して地方公共団体や事業者の意見聴取等を行うことなどにより、検討することが考えられる。

こうした調達関連手続の共通化については、本研究会でも指摘されているように、今後、地方公共団体の調達関連事務を担当する職員が参加するワーキングチームを設置して検討したいと考えている。実際に共通化を進めるに当たっては、地方公共団体における具体の事務処理の方法や体制等、現場の実態を踏まえなければ、円滑な導入や普及が困難であることから、地方公共団体との丁寧な合意形成を図ることが必要であり、重点的に取組を進め、できる限り早期に結論を得たいと考えている。